

新型コロナウイルス感染症防止に係る物品購入助成要綱

令和 3年 4月 8日 制 定

一般社団法人兵庫県トラック協会

(目的)

第1条 今般の新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けている一般社団法人兵庫県トラック協会(以下「兵ト協」という。)の会員に対し、トラック運転者の健康を守り、安定的な事業経営促進を目的として助成を行う。

(助成対象)

第2条 兵ト協の会員が、令和3年4月1日以降に兵庫県下の事業所で使用するため購入(設置)した次の機器等とする。

(1) 体温計

(2) アルコール検知器

※ 但し、既に兵ト協「令和3年度アルコール検知器導入促進助成事業」で指定された機器は除く。

(3) ウイルス感染対策パーテーション

(4) マスク

(5) 消毒液(アルコール、次亜塩素酸等)

(6) その他新型コロナウイルス感染症防止に必要と考えられるものについては、事前相談により、対象となるかどうか個別に判断する。

(助成額)

第3条 1会員事業者あたり上限2万円を交付する。

(申請書及び助成金の請求)

第4条 事業者は、別に定める新型コロナウイルス対策助成金申請書(以下「申請書」という。)を提出のうえ、兵ト協会長に対して助成金の請求を行うものとする。

(助成金交付)

第5条 兵ト協は、前条に定める申請書の提出があったときは、速やかにその申請内容を審査し、条件に適合すると認めるときは、事業者に対して助成金を交付する。

(助成金の返還)

第6条 兵ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他兵ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、兵ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、当分の間、原則としてこれを受付又は交付決定を行わないものとする。

(その他必要な事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、兵ト協が別にこれを定める。

(附則)

第1条 本要綱は令和3年4月1日に遡り適用する。